

平成十八年二月定例会（二月二十一日）

長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成十八年二月二十一日(火曜日)

出席議員(三十二名)

第一番	宮坂秀徳君
第二番	寺澤和男君
第三番	山田千代子君
第四番	三井経光君
第五番	小林義直君
第六番	小林義和君
第七番	野々村博美君
第八番	伊藤治通君
第九番	赤城静江君
第十番	近藤満里君
第十一番	内山国男君
第十二番	植木新一君
第十三番	北澤正啓君
第十四番	善財文夫君
第十五番	田沢佑一君
第十六番	宮坂重道君
第十七番	関正義君
第十八番	円尾美津子君
第十九番	金田茂君
第二十番	碓井亮一君
第二十一番	毛利鹿峰君

第二十四番

第二十五番

第二十六番

第二十七番

第二十八番

第二十九番

第三十番

第三十一番

第三十二番

第三十三番

第三十四番

欠席議員(一名)

第三番

第十六番

篠原誠君

西沢秀明君

清水昇二君

関塚賢一郎君

小林毅君

伊藤延夫君

佐野昌平君

久保田良一君

宮島康光君

羽人田頼衛君

神谷昇君

若林清美君

原利夫君

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長(長野市長)

助役

収入役

副広域連合長(須坂市長)

千曲市助役

副広域連合長(坂城町長)

副広域連合長(小布施町長)

鷲澤正一君

酒井登君

伊藤克昭君

三木正夫君

近藤清一郎君

中沢清一郎君

市村良三君

副広域連合長 (高山村長) 久保田 勝 士 君
 副広域連合長 (信州新町長) 中 村 靖 君
 副広域連合長 (信濃町長) 服 部 洋 君
 副広域連合長 (小川村長) 鎌 倉 晨 弥 君
 副広域連合長 (中条村長) 宮 島 和 彦 君
 副広域連合長 (飯綱町長) 遠 山 秀 吉 君
 公務のため欠席した理事者

副広域連合長 (千曲市長) 宮 坂 博 敏 君

説明のため会議に出席した職員

(事務局職員)

事務局長 宮 澤 博 君
 事務局次長兼総務課長 中 澤 秀 生 君
 次長 市 村 卓 美 君
 事務局次長兼環境推進課長 寺 田 裕 明 君
 介護認定審査課長 中 村 義 男 君
 総務課調整幹 小 島 章 夫 君
 総務課主幹 和 田 秀 晴 君
 総務課課長補佐 犬 飼 厚 君
 環境推進課課長補佐 山 崎 千 裕 君
 環境推進課課長補佐 土 屋 文 治 君
 総務課係長 関 貞 巳 君
 総務課係長 新 井 芳 美 君
 介護認定審査課係長 花 立 勝 広 君

環境推進課係長 小 池 啓 道 君
 環境推進課係長 八 町 充 君
 職務のため会議に出席した職員

総務課 池 田 順 英 君
 総務課 池 田 匠 君

議 事 日 程

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 議案第一号から議案第五号まで一括上程、理事者説明、質疑、委員付託
- 一 承認第一号上程、理事者説明、質疑、採決
- 一 報告第一号 理事者報告
- 一 委員長報告
- 一 委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 一 広域連合長あいさつ
- 一 閉会

午後一時三十分 開会

○議長（伊藤治通君）ただいまのところ出席議員数は二十二名でございます。す。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより、平成十八年二月 長野広域連合議定会定例会を開会致します。

午後一時三十一分 開議

○議長（伊藤治通君）本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、三番若林清美君の一名であります。

会期の決定を議題と致します。

本定例会の会期につきましては、議云運営委員会の意見を徴しました結果、本日一日と致したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定致しました。

なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思いますので、御了承をお願い致します。

次に、会議録署名議員をご指名申し上げます。

一番 宮坂秀徳君、三十三番 羽入田頼衛君、以上、二名の方を指名致します。

この際、諸般の報告を致します。

監査委員から、平成十七年十一月分及び十二月分の一般会計・特別会計の例月現金出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいつておりますので、御報告致します。

それでは、議事に入ります。

議案第一号から議案第五号まで、以上五件、一括議題と致します。理事者から提案理由の説明を求めます。

鷲澤正一連合長

○広域連合長（鷲澤正一君）本日、ここに平成十八年二月 長野広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

長野広域連合は、平成十二年四月の発足以来六年が過ぎようとしております。

この間、本連合を取り巻く諸情勢は、三位一体改革や市町村合併、少子・高齢社会の進行、あるいは高度情報化の進展などにより、大きく変化してまいりましたが、本連合においては、議員の皆様のお支援をいただきながら、関係市町村と連携して、広域的ごみ処理対策や老人福祉施設の運営など、広域にわたり処理することが適当な事務事業について、着実に推進してまいることができました。

これまでの議員の皆様のお御尽力に厚く感謝申し上げます。

さて、本連合の平成十八年度の主要事業について申し上げます。始めに、最重要課題であります広域的ごみ処理対策について申し上げます。

長野市に建設予定の一施設目のごみ焼却施設につきましては、本年一月二十八日から、建設候補地の地元となります大豆島地区区長会の主催により、各地区において住民説明会が開催されております。

住民説明会は、二月二十五日を最終に、都合十一回開催されることとなりますが、本連合といたしましては、長野市とともに住民説明会に出席し、ごみ処理施設の整備計画や候補地の測量・地質調査及び環境アセス

メントの実施について、御理解をいただきますようお願いをしております。よろしくお願いいたします。

住民説明会では、候補地の選定経過に対する御意見やダイオキシン対策に対する御意見など、厳しい御意見もございしますが、今後も施設の安全性や施設の周辺環境整備等について、誠心誠意御説明し、御理解をいただきますよう一層の努力をまいりますので、引き続き、議員の皆様のお支援をお願い申し上げます。

また、須高ブロックに建設予定の最終処分場の候補地選定につきましては、本年一月三十日、第十二回の候補地選定委員会が開催され、二箇所候補地が選定されました。

これを受けて、去る二月八日には、正副委員長から須坂市長及び高山村長に、最も優位と判断した候補地として「須坂市大字米子字アシノ沢」を、優位と判断した候補地として「須坂市大字米子字硯原、ネナフリ、老久保」を選定した提言書が提出されたところでございます。

今後は、この提言に基づき、須坂市において検討が進められる予定でございます。

また、更埴ブロックに建設予定の二施設目のごみ焼却施設におきましても、千曲市において候補地の選定作業が引き続き進められております。これらの選定作業が円滑に進むよう、関係市町村との連絡を密にし、協力体制を万全にしております。

長野市を始めとして、建設候補地の地元となります議員の皆様には、今後とも格段の御理解と御協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、老人福祉施設の運営について申し上げます。

本連合が運営する老人福祉施設につきましては、多様化するニーズに対応しながら、施設サービスの充実と安定した施設運営に努めておりますが、新年度においても、一層のサービス向上と健全運営に努力してまいりますのでございます。

昨年六月、介護保険法が改正され、本年四月からは新たに介護予防サービスが導入されることとなりますが、本連合においても、デイサービスセンターや短期入所事業において、この介護予防サービスを提供してまいりたいと考えております。

また、養護老人ホームについては、入所者の皆様のうち介護が必要な方について、従来は施設職員が介護を提供してまいりましたが、新年度からは介護保険をお使いいただくこととなるため、本連合の施設における介護サービスの提供体制について、具体的な検討を進めておるところでございます。

また、今回の介護保険制度改正に伴い、介護報酬についても見直しが行われておりますことから、今後、国等から示される詳細な情報に注目し、また、施設への影響について検証し、対応を検討しながら、健全な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護認定審査について申し上げます。

昨年四月から本年一月までの介護認定の審査判定件数につきましては、合計二万九百六十五件で、前年度同期と比較しますと九十二・四％となっております。

減少の要因としましては、昨年度から、認定有効期間が最長二十四ヶ

月に延長可能とされたことが影響しているものと思われれます。

また、昨年の介護保険法の改正により、本年四月から「予防給付」が新設されることとなりました。

これに伴い、要介護認定の区分、審査判定の方法も変更となりますことから、現在、この変更に対応するため、介護認定システムの改修を行っているところでございます。

なお、予防給付対象者の審査判定につきましては、審査会委員の研修を今月三日と五日に実施し、今月十六日から審査判定を開始しております。

次に、障害者自立支援法に係る市町村審査会について申し上げます。

昨年十月に成立しました障害者自立支援法に基づき、障害程度区分に関する審査判定を行うための市町村審査会につきましては、関係市町村の協議により、本連合に設置し、共同処理することとなりましたが、その経緯等につきましては、昨年十二月二十六日開催の議会全員協議会で御説明申し上げたとおりでございます。

この障害程度区分に関する審査会は、本連合の新たな事業となるものですが、現在、担当職員を置いて、新年度の早い段階に設置ができるよう準備を進めているところでございます。

現在の準備状況といたしましては、審査会委員の選任について、各医師会を始め、各種関係団体と協議をしており、来月中旬に内諾をいただけるよう進めておるところでございます。

今後の予定といたしましては、審査判定のシステム作りを進めるとともに、関係市町村の三月議会で議決をいただきながら本連合の規約を改

正し、併せて関係条例等を整備した後、五月には審査委員の任命と委員研修を実施して、本年六月から障害程度区分の審査判定を開始してまいりたいと考えております。

次に、広域計画について申し上げます。

広域計画は、地方自治法により広域連合に策定が義務付けられております。

本連合においては、平成十二年度の連合設立の際、計画期間を平成十三年度から五年間とする広域計画を策定いたしました。が、本年度で現在の広域計画が期間満了となりますことから、新たに平成十八年度以降五年間の広域計画を策定してまいりました。

計画の策定に当たっては、関係市町村の住民代表や本連合議員等で構成する広域計画策定委員会において御審議をいただき、本年一月十一日に答申をいただいております。

新たな広域計画は、策定委員会の答申を尊重し、時点修正として答申内容に障害者自立支援法に係る市町村審査会を加えて策定いたしました。が、本日の議会において御審議の上、議決いただきたいと考えております。

次に、長野地域ふるさと市町村圏事業について申し上げます。

長野地域ふるさと市町村圏事業は、関係市町村出資金及び県助成金による十億円「ふるさと市町村圏基金」の果実により運営している事業ですが、新年度においては、「ふるさとフォトコンテスト事業」、「広域情報紙AREAながの作成事業」、「ふれあい探訪事業」について、引き続き実施してまいります。

「ふるさとフォトコンテスト」につきましては、本年度は「残しておきたいふるさとの姿」をテーマに、デジタル写真での応募も可能といたしました。が、ここ数年で一番多くの方に御応募いただいております。

また、「広域情報紙AREAながの作成事業」につきましては、年2回、圏域内の全戸を対象に発行しているものですが、新年度からは自主財源の確保を目的に、新たに有料広告を導入してまいりたいと考えております。

また、毎年好評で、本年度は定員の三倍の御応募をいただいた「ふれあい探訪事業」につきましては、これまで秋に実施をしておりましたが、新年度からは、関係市町村と協議しながら、二シーズンに分けて実施してまいりたいと考えております。

また、本連合への統合を前提に検討しておりました須坂市養護老人ホーム「寿楽園」につきましては、入所者の処遇改善の早期解決等から、須坂市から社会福祉法人へ経営移譲されることとなりました。

これに伴い、須坂市から施設整備に係る補助要請がありましたことから、検討いたしました結果、これまでの経緯や圏域内に必要な施設であることなどを踏まえ、新年度から須坂市に対し、二千万円を限度に四年間の予定で補助することといたしました。

最後に、広域的課題について申し上げます。

本連合においては、新たな広域的な課題については、関係市町村担当課長等で構成する専門部会等を設置して、関係市町村と協議しながら、調査研究を行っております。

これまでに、養護老人ホームの移管を検討する「老人福祉施設統合専

門部云、し尿処理の広域化を検討する「し尿処理専門部会」、火葬施設の統合等を検討する「火葬施設専門部会」等を設置して、広域的な課題の調査研究を行ってまいりましたほか、障害者自立支援法に基づく市町村審査会については、現在、障害者福祉担当課長等で構成する「障害程度区分認定事務研究会」を設置して、具体的な内容について検討を進めておるところでございます。

また、今後の広域的課題といたしましては、関係市町村の協議の結果、圏域内の三つの消防本部の統合等に係る「広域的消防業務」、休日・夜間の重症救急患者を対象とする第二次救急医療施設の運営事業の移管等に係る「病院群輪番制病院運営事業」、関係市町村が個別に開発している電算システムの共同化等に係る「広域的高度情報化」について、当面の優先的な広域的課題とし、これらの課題については、今後、専門部会を立ち上げ、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、平成十八年度の主要事業について申し上げますが、本日、提出いたしました案件は、平成十八年度長野広域連合一般会計予算ほか六件であります。

詳細につきましては、助役から御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。あいさついたします。

○議長（伊藤治通君） 酒井登助役

○助役（酒井登君） 私から、本定例会に提出いたしました各議案について

御説明申し上げます。

初めに、議案第一号 平成十八年度長野広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

別冊予算書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七億六千六百万円とし、第一条において、地方自治法第二百四十四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を六ページの「第二表 債務負担行為」のとおりと定めさせていただくものでございます。

次に、第二条において、地方自治法第二百三十五条の第三項の規定による、一時借入金の借入れの最高額を一億円と定めさせていただくものでございます。

次に、第四条において、地方自治法第二百二十条第二項ただし書の規定による歳出予算の流用は、人件費に過不足が生じた場合、同一款内の各項の間の流用をお認めいただくものでございます。

十一ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出から款を追って御説明申し上げます。

第一款 議会費二百六十九万四千円は、議会活動に要する諸経費を計上したものでございます。

次に、十二ページを御覧いただきたいと存じます。

第二款 総務費一億二千三百四十三万三千円、第一項 総務費一億二千三百二十万は、総務課に係る人件費等一般管理的経費のほか、新たに長野広域圏内の消防、救急業務の広域化についての検討に要する経費を

計上したものでございます。

十六ページを御覧いただきたいと存じます。

第二項 監査委員費二十二万七千円、第三項 公平委員会議費十二万二千円及び十七ページへまいりまして、第四項 選挙管理委員会議費六万四千円につきましては、監査及び各委員会の事務執行に要する経費でございます。

第二款 民生費一億九千八百六十六千円のうち、第一項 施設管理費二千五百五十九万八千円は、老人ホーム等福祉施設の管理に係る職員の人件費等でございます。

十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第二項 老人ホーム入所判定委員会議費九万八千円は、養護老人ホームに係る入所判定委員会の開催に要する経費でございます。

第三項 認定審査会費一億六千八百四十九万円は、介護認定審査会の開催に要する経費及び新たに「障害者自立支援法」に基づく、障害程度区分認定審査会の運営に要する経費を計上いたしました。

二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

第四款 衛生費 第一項 環境推進費二億四千七百四十四万一千円は、ごみ処理施設の設置に係る経費でございます。

主な経費といたしましては、昨年十一月に長野市の建設候補地が選定されたこと、及び今後、須坂市並びに千曲市の建設候補地が選定される見込みであることに伴い、建設に必要な「環境影響評価」及び「測量・地質調査」等を実施するための業務委託料を計上したものでございます。

二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

第五款 公債費 第一項 公債費二億百七十四万六千円は、老人ホーム及び旧長野広域病院の建設の際に借入れた起債等の元金及び利子の償還費でございます。

第六款 予備費五十万円につきましては、緊急時のやむを得ない支出に備えるものでございます。

次に、八ページへ戻っていただきまして、歳入について御説明申し上げます。

第一款 分担金及び負担金四億八千四百九十九万九千円は、規約に規定されております負担率に基づく、関係市町村からの負担金でございます。

第二款 財産収入五百八十一万五千円は、長野松代総合病院に貸付けております、旧長野広域病院の土地、建物に係る貸付収入及び一般会計の財政調整基金運用利子を計上したものでございます。

九ページの第三款 繰入金一億九千七十四万七千円は、特別養護老人ホームの建設の際に借入れた起債等の償還費の財源に充てるため、財政調整基金を繰入れるものでございます。

第四款 繰越金八千四百八十五万八千円は、前年度からの繰越金でございます。

十ページへまいりまして、第五款 諸収入三千八万一千円のうち、第一項 預金利子一千円は、歳計現金から生ずる預金利子、第二項 雑入三十八万円につきましては、職員共同研修に係る参加市町村からの負担金等でございます。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

次に、議案第一号「平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事

特別会計予算」について御説明申し上げます。

三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

この特別会計は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター及び在宅介護支援センターの管理運営を行うもので、第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十八億八千九百四十一万三千円とし、第一条において、地方自治法第二百四十四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を三十六ページの「第二 表債務負担行為」とおりと定めさせていただきます。

次に、第三条 歳出予算の流用は、人件費に過不足が生じた場合、同一款内での各項の間の流用を認めていただくものと存じます。

四十七ページを御覧いただきたいと存じます。歳出から御説明申し上げます。

第一款 民生費八千九百四十二万三千円のうち、第一項 養護老人ホーム松寿荘運営費一億九千六百五十四万三千円は、養護老人ホーム松寿荘の施設運営に係る人件費など一般管理的経費及び緊急時の避難路及び厨房の床改修工事費のほか、定員百名に係る生活費を計上したものと存じます。

五十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第二項 養護老人ホーム はにしな寮運営費一億三千九百八十八万二千円は、施設運営に係る一般管理的経費及び廊下等の内装クロスの変更工事費のほか、定員六十名に係る生活費を計上したものと存じます。

五十五ページを御覧いただきたいと存じます。

第三項 特別養護老人ホーム運営費二十四億六百六十三万九千円は、

特別養護老人ホーム八施設に係る一般管理経費並びに、定員五百五十六名に係る生活費を計上したものと存じます。

なお、平成十八年度において、施設利用者の処遇の向上と施設の老朽化に対応するための主な改修工事としては、第一目 松寿荘費においては、養護老人ホーム松寿荘と同じく、避難路及び厨房の床改修工事費を計上しております。

六十四ページを御覧ください。

第四目 杏寿荘費においては、屋根の防水改修工事を計上しております。

七十三ページを御覧いただきたいと存じます。

第七目 須坂荘費においては、屋根、外壁の塗装工事を予定しております。

七十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第四項 デイサービスセンター運営費一億二千四百十万円は、デイサービスセンター3施設に係る一般管理的経費並びに利用者に係る賄材料費等生活費を計上したものと存じます。

八十五ページを御覧いただきたいと存じます。

第五項 在宅介護支援センター運営費九百九十七万九千円は、長野市及び須坂市から運営を受託しております。在宅介護支援センター2施設に係る一般管理的経費でございます。

八十七ページを御覧いただきたいと存じます。

第六項 財産管理費二百二十七万円は、財政調整基金の運用利子を同

基金に積立てるための積立金でございます。

三十八ページにお戻りいただきたいと存じます。

歳入につきまして、御説明申し上げます。

第一款 サービス収入二十四億五千八百八十二万九千円は、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの運営に係るサービス収入でございます。

第二項 介護給付費収入十八億三千二百四十万二千円は、介護サービスに係る介護保険からの収入でございます。

四十ページを御覧いただきたいと存じます。

第二項 自己負担金収入六億九千九百四十二万七千円は、同じく介護サービスに係る利用者本人からの負担金でございます。

四十二ページを御覧ください。

第二款 分担金及び負担金三億二千二百一十八万八千円は、養護老人ホームに係る措置費負担金のほか、はにしな寮の施設改修に伴う構成市町村からの負担金と信州新町デイサービスセンターに係る、信州新町からの負担金でございます。

第三款 県支出金一千円は、養護老人ホーム はにしな寮での産休等職員の代替職員雇用に係る県補助金を見込んだものでございます。

四十三ページへまいりまして、第四款 財産収入二百二十七万円は、財政調整基金の運用利子収入でございます。

四十四ページを御覧いただきたいと存じます。

第五款 寄附金四十一万二千円は、各施設に対する寄附金収入でございます。

四十五ページへまいりまして、第六款 繰入金一億二百八十三万円は、財政調整基金からの繰入金でございます。

四十六ページを御覧いただきたいと存じます。

第七款 諸収入千九百九十五万四千円のうち第一項の受託事業収入千三十九万六千円は、本連合が長野市、須坂市から受託しております、在宅介護支援センターの運営に係る関係の長野市、須坂市からの受託事業収入でございます。

第二項 雑入九百五十五万八千円は、各施設に係る職員の給食費徴収金等の雑収入でございます。

以上で、老人福祉施設等運営事業特別会計予算の説明を終わります。続いて、九十五ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第三号「平成十八年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

この特別会計は、本連合が設置しております十億円の「ふるさと市町村圏基金」の運用益を活用して実施する、各種ソフト事業等について予算化したものでございます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九千九百八十五万五千円といたします。

百ページを御覧いただきたいと存じます。歳出から御説明申し上げます。

第一款 第一項 広域市町村圏振興整備事業費九千九十八万五千円のうち、第一目の広域市町村圏振興整備事業費は、「ふるさとフォトコンテスト事業」や、大勢の皆さんに御参加いただき好評をいただいております。

ります「ふれあい探訪ツアー」と広域情報紙「エリアながの」の作成などに要する経費でございます。

また、新たに養護老人ホームの統合の経過を踏まえ、「寿楽園」に係る須坂市への建設費補助金を計上しております。

百一ページを御覧いただきたいと存じます。

第二目の財産管理費につきましては、特別養護老人ホーム建設費の財源として、ふるさと市町村圏基金を一般会計へ貸付けたことに伴い、一般会計からの元金償還金を、ふるさと市町村圏基金へ積立てるための積立金でございます。

第二款 予備費百万円は、緊急時のやむを得ない支出に備えるものでございます。

九十八ページにお戻りいただきたいと存じます。

歳入につきまして、御説明申し上げます。

第一款 財産収入千四百六十七万二千円は、ふるさと市町村圏基金から生ずる利子収入でございます。

第二款 繰入金に七千四百六十一万四千円は、一般会計への貸付に伴い、一般会計からの元金償還金を計上したものでございます。

九十九ページへまいりまして、第三款 繰越金百五十二万九千円は、前年度からの繰越金を見込んだものでございます。

第四款 諸収入百十七万円は、「ふれあい探訪ツアー」の参加者負担金ほかでございます。

以上で議案第一号、第二号及び第三号の説明を終わります。

次に、議案第四号 長野広域連合広域計画について御説明申し上げます。

す。

これは、地方自治法第二百九十一条の七第一項の規定に基づき作成するものでございます。

本連合の広域計画は、平成十二年度の広域連合設立に伴い、平成十三年度から平成十七年度までの五カ年間に計画期間とする、現在の計画を作成いたしました。が、本年度をもって計画期間が満了となるため、新たに平成十八年度から平成二十二年度までの五カ年間の計画を作成するものであります。

新たな計画の作成に当たりましては、お手元に別冊で配布のとおり、現計画同様、長野広域連合規約第五条に定める十三の広域計画の項目に加え、平成十八年度から本連合に設置が予定されております障害者自立支援法に基づく「障害程度区分認定審査会の設置及び運営」に関する事項を加え、十四の項目について「今後の方針」「施策」等を定めるもので、向こう五カ年間に「広域連合が行う事務」及び「これに関連して関係市町村が行う事務」の指針となるものでございます。

次に、議案第五号 長野広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきましては、現在、本連合が進めております。ごみ処理施設の建設に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変更の届出に際し、生活環境影響調査結果の縦覧手続及び利害関係者からの意見書の提出の方法を定めるため、制定するものであります。

以上、平成十八年度 一般会計、特別会計予算、広域計画、及び、条例案件につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 以上で説明を終わります。

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

これより議案質疑に入ります。

第四款 衛生費

議案の質疑は、議案第一号 平成十八年度長野広域連合一般会計予算
については、歳出から各款ごとにお願ひします。

〔進行〕と呼ぶ者あり

その他の議案につきましては、各議案ごとに一括してお願ひ致します。
なお、御発言に当たりましては議席番号及び氏名をお願ひします。

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

それでは、質疑に入ります。

第五款 公債費

議案第一号 平成十八年度長野広域連合一般会計予算 第一条 第一
表 歳入歳出予算、歳出から行います。

〔進行〕と呼ぶ者あり

第一款 議会費

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 進行致します。
第六款 予備費

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

〔進行〕と呼ぶ者あり

第二款 総務費

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

○議長（伊藤治通君） 以上で歳出を終わります。
つづいて、歳入を行います。
第一款 分担金及び負担金

第二款 民生費

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君）進行致します。

第二款 財産収入

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）進行致します。

第二款 繰入金

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）進行致します。

第四款 繰越金

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）進行致します。

第五款 諸収入

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）進行致します。

次に、第一条債務負担行為

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）進行致します。

次に、第二条 一時借入金

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）進行致します。

次に、第四条歳出予算の流用

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）以上で、議案第一号を終わります。

次に、議案第二号 平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業 特別会計予算、第一条第一表 歳入歳出予算、第一条債務負担行為、第二条歳出予算の流用、一括で質疑をお願いします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）進行致します。次に、議案第三号 平成十八年度長

野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業 特別会計予算 同じく、一括で質疑をお願いします。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

次に、議案第四号長野広域連合広域計画について質疑をお願いいたします。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

次に、議案第五号 長野広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について質疑をお願いいたします。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

以上で、議案の質疑を終結致します。

議案第一号から議案第五号まで、以上五件お手元に配布致しました委員会付託表のとおり、それぞれ関係の常任委員会に付託致します。

次に、承認第一号 専決処分の報告承認を求めることについてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

酒井登 助役

○助役（酒井登君） 承認第一号 専決処分の報告承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、長野広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、本年一月一日をもって「八坂村」及び「美麻村」が合併により「大町市」となったことに伴い、本連合職員の旅費支給に係る、在勤地の地域に関する規定を改正するもので、久米路荘及び七二会荘に勤務する職員の在勤地旅行について、その範囲に関する規定を、ご覧の表のとおり改めたものでございます。

以上、地方自治法第七十九条第三項の規定により御報告申し上げます。

なにとぞ御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（伊藤治通君） 以上で説明を終わります。

本件に関して質疑を行います。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

以上で質疑を終結致します。

お諮り致します。

本件に関しては委員会付託を省略し、直ちに採決にはいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 御異議なしと認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

承認第一号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よつて、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第一号 専決処分の報告について、本件に関して理事者から

報告を求めます。

酒井 登 助役

○助役(酒井登君) 報告第一号 専決処分の報告につきまして、御説明を申し上げます。

これは、平成十七年度長野広域連合一般会計補正予算につきまして、

広域連合長専決処分指定の件第一号の規定により、一月二十日付で専決処分をいたしたものでございます。

四ページをお開き願います。

今回の補正の内容について、歳出から御説明申し上げます。

第三款 民生費 三項 一目の介護認定審査会費につきましては、本年度の介護保険法の改正に伴い、平成十八年度から新たに、新予防給付が実施されることから、介護認定審査会において、従来の要支援、要介護一から五までの、要介護度の審査判定に加え、新予防給付の対象者を選定することとなりました。

これに伴い、本年度、試行事業として実施いたしました「要介護認定モデル事業」について、国の補助金五十五万一千円が見込まれることとなりましたので、このモデル事業の財源について、当初予算において財源としておりました、前年度繰越金のうち五十五万一千円を減額し、国库支出金を同額計上する財源補正を行ったものでございます。

なお、歳入につきましては、ただいま申し上げました理由により、第四款 繰越金、一項 一節の前年度繰越金を五十五万一千円減額し、第六款 国库支出金、一項、一目 民生費国库補助金、一節 介護認定審査会費国库補助金に「要介護認定モデル事業補助金」五十五万一千円を計上したものであります。

以上、地方自治法第八十条第二項の規定により報告させていただきます。

○議長(伊藤治通君) 以上、報告のとおりであります。

ただ今より、常任委員会開催のため、午後四時まで休憩致します。

(休憩) 午後二時十三分

(再開) 午後四時三十分

○議長(伊藤治通君) 休憩前に引き続き議事を開きます。

議案第一号から議案第五号 以上五件、一括議題と致します。

各委員会の審査が終了致しておりますので、これより委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 北澤正啓君

○総務委員会委員長(北澤正啓君) 十四番 北澤正啓でございます。

私から、長野広域連合協議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第でございます。

次に、委員会において論議され、広域連合に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

広域計画のうち、広域的な課題の調査研究に関することについて、特に広域的消防業務の統合の件については、検討状況の説明を議会へ十分果たしてほしいというものであります。

以上で報告を終わります。

○議長(伊藤治通君) 以上をもちまして、総務委員会委員長の報告を終わります。

続いて、福祉環境委員会委員長 田沢佑一君

○福祉環境委員会委員長(田沢佑一君) 十七番 田沢佑一でございます。

私から、長野広域連合協議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(伊藤治通君) 以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報告を終わります。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務委員会所管の議案第三号平成十八年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算、質疑、討論の通告が ありますので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、福祉環境委員会所管の議案第二号「平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算」、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第五号「長野広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」

質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会所管の議案第一号「平成十八年度長野広域連合一般会計予算」 質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより討論に入ります。

委員長報告に反対、七番 小林義和君

○七番（小林義和君） 七番 小林義和でございます。

福祉環境委員長報告、議案第一号の長野広域連合一般会計予算に係わって、福祉環境委員長報告に反対の立場で討論を行います。

本議会の冒頭で連合長が御挨拶をされました中で、長野市の大豆島地区に建設候補地として市が決めて、住民説明に入っていると、二月二十五日から始まって最終日はまだこれからということですが、その中で地元の地域の住民の皆さんからは、このごみ処理施設の建設計画についてですね、大変厳しい意見が出されていると、とりわけこの候補地の選定経過に対する疑問、ダイオキシン対策に対する様々な疑念などが出ているという御挨拶がございました。

正に今、住民説明会の中で連合長が挨拶したとおり、私もいろいろな住民説明会の状況を、模様を記録などで、或いは住民の皆さんにお聞きする中で大変な事態が地域では起きているということを、非常に重く受け止めております。

主に住民の皆さんが言っている意見は、何点かあるわけですが、その意見を見ますと、私はこの予算案の中で上程されております衛生費の中の環境推進費、報償費或いは委託料等で平成十八年度中に建設予定地の環境影響調査や測量、そういった調査を委託をしていくという予算が計

上されておりますが、これは十八年度予算に計上すべきでない、むしろ様々な意見が出されている中で、この建設地検討或いは施設の規模なども含めた、施設が必要じゃ無いと住民の皆さん言っている訳ではありませんが、その規模やそういったものを含めてですね、建設地に決まっていた経過もですね民主的な、住民が参加をしていくという手続きも経ていないと、様々な意見の中で出されておりますから、私はむしろ予算の中です、第二者としてですね、建設地検討の内容が正しかったのか、そして建設計画についてもですね、様々な観点から見直しをしていく、そういったむしろ見直し委員会といったものを設置をする、そういった予算案を計上すべきではないかという観点でこの予算案に委員会として賛成した委員長報告に反対をしたということで、討論をしているわけでありませぬ。

大豆島の皆さんはですね、四点について意見を言っております。

一つは、あの大豆島地区というのは四十年以上にわたって既にごみ焼却施設を受け入れてきたと、更に、周辺にはし尿処理場や浄化センター或いは民間のですね産業廃棄物の処理施設などが集中していると、ダイオキシンの汚染についても十分今までに環境負荷を負ってきたと、そういう点からこれ以上この地域にそういった施設を集中させないでほしい、これが一つの大きい意見であります。

そして、建設地に決めていった検討委員会の経過が納得できないというものが多くの皆さんの意見であります。それは、その検討委員会の途中でですね、全く住民の意見、絞りこんでいく経過の中で住民の意見を一切、全く聞かないと、委員の中から住民の意見を聞いてですね検討して

いくべきという意見があったわけですがそれを無視して全く意見を聞かずに決定してきたと、その進め方に大変厳しい、専門家からも民主主義、住民自治、地方自治の観点からもそのプロセスに疑問が出されているわけでありませぬ。

そして、その委員会の中で論議をされておりましたが、例えばオオタカの基準を決めてやってきたわけですね、選定地を決めるに当たって、オオタカの営巣のことはその条件に入れながら、人間の家がその周辺に在るか無いかはその条件に入れなかったじゃないかとか、住宅から五メートルの近くに施設を作るじゃないかとか、或いは、かつて処理場を受け入れてきた、そういった地域を分散化してはざしていき、そういった重み付けといいますが、そういう観点も必要じゃなかったんだろうかというような意見が多く出されていたわけでありませぬ。

三点目として灰溶融の問題について多くの意見が出されております。

広域連合で意見聴取をしております広域化の基本計画についてのパブリックコメントの中でも、そういった意見が多く出されておりますけれども、灰溶融炉という技術は未だまだ未確定の技術であって一昨年も静岡で出来たばかりの施設が大規模な事故を発生させたと、そして全国的にも多くのところで事故が起きていると、この危険性について検証することなく住宅の密集している所に灰溶融炉を作る必要があるのか、そして国が灰溶融炉を建設しなければ、焼却炉の補助金をセットでなければ、というのは国の制度の問題もあつたわけですから、それは国会の論議の中で必ずしも灰溶融炉を作らなくても、最終処分場の容量によって灰溶融炉なしでも認められるという最近の動きがあるにもかかわらず、

これは必要ないじゃないか、そして四点目は地元の区長会から既に出さ
れていたこの地域には廃プラスチックの処理施設が建設されているわけ
ですけれども、その時点で廃プラスチックの処理施設を受け入れるけれ
ども、現在あるごみ焼却施設を改修したり新たに作ることは一切認めら
れないという要請書が長野市に提出されていて、その要請書には地元千
百人の署名があつたと、これは非常に重いことである、こういった観点
からですね、地元の皆さんの意見というのは住民説明会の中で圧倒的
多数がこの長野市ですね、大豆島に決めて説明責任を果たすというこ
とで納得してもらおうという立場で今押し付けられようとしている、この
とは受け入れられないという意見が圧倒的なのです。このこと
から私が冒頭申し上げたように本広域連合の平成十八年度予算の中に
すね、環境影響調査とか地質調査とか地盤調査とかそういったものを盛
り込んでですね、十八年度予算を決めていくということは、これは地元
の住民の皆さんのほんとにそういう意見に対してもですね、広域連合と
してそういうほんとに理解をしていく、そういう立場ではないわけであ
ります。従って長野市が進めてきた建設地検討委員会の様々な問題点、
それをもう一度検証していくと、見直しをしていく、それで合意形成を
ですね、十分な合意形成を図っていく、そのことでこそ必要な焼却施設
の建設が進んでいくことになるわけでありまして。そういう観点からこの
福祉環境委員長の報告に対して私は反対の立場の表明をしたいと思いま
す。以上であります。

○議長（伊藤治通君） 委員長報告に賛成、六番 小林義直君

○六番（小林義直君） 六番 小林義直でございます。
平成十八年度 長野広域連合一般会計予算案に賛成の対場から討論を
申し上げます。

長野広域連合のごみ処理施設の建設計画につきましては、各市町村の
ごみ処理施設の老朽化や最終処分場の逼迫した状況を背景として、一施
設目の焼却施設と最終処分場の稼働目標年度を二十四年度中とし、二施
設目の焼却施設の稼働年度を二十六年度中と定めているものであります。

長野市大豆島地区における住民説明会では、確かに建設について厳し
い御意見があつたと聞いておりますが、長野市における建設候補地の選
定委員会は、民主的な手続きを経て、慎重に審議をしていたいたもので
であり、長野市はこの結論を尊重し、地元の皆様に誠心誠意説明する責
任があり、また、長野広域連合はこれに協力していく立場にあります。

なお、住民の御意見については、これから当然にお聞きしていかなけ
ればならないものであり、その中に取り入れるべきものがあれば、取り
入れていくべきであります。

また、現清掃センターは、年間数億円にのぼる維持修繕費がかかって
おりますので、施設の更新を先延ばしにすることは、適当でないと思え
ます。

よって、事業の進捗状況に応じた事業の予算化は必要なものであり、
本予算案に賛成をしております。以上であります。

○議長（伊藤治通君） 以上で討論を終結いたします。

採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君) 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、各常任委員会所管の議案第四号「長野広域連合広域計画について」、質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

委員長報告に反対、七番 小林義和君

○七番(小林義和君) 七番 小林義和でございます。

福祉環境委員長報告に反対の立場で討論をいたします。

長野広域連合広域計画の十一番のごみ焼却施設に係る部分に関して、原案を賛成した委員長報告に反対であります。

この部分はずね、ごみ焼却施設の基本計画そして施策が記載された部分であります。私は問題点として五点ほど挙げなければならぬと思うわけですが、まず、本広域計画を策定していくに当たって、このごみの部分についてはずね、広域連合で現在まだ素案の段階であります。ごみ処理広域化基本計画、これがまだ確定をしていない状況にある中で、この広域計画が先行して進んでいく、その手続き上の問題も大

変大きな問題であろうかというふうに思います。

そして、ごみ処理広域化基本計画の中で様々な分析がされておりますけれども、その中でまず、人口予測の問題が大変問題点であろうかと、このごみ処理広域化基本計画では、国立社会保障人口問題研究所の一番日本のです。人口予測の権威のある人口予測を使ってもらわないと、いう点からまず第一の問題だと、それから減量目標を立てたわけですけども、これは非常に過少に見積もられていると、言わざるを得ないと思います。一つは、ごみの中でも一番大きな生ごみ、可燃ごみなどの処理についてもずね、例えば千曲市でも堆肥化百パーセント進めて行こうという動向がある中で、この広域連合ではこの生ごみの処理について減量計画が非常に不十分であると、それから事業所ごみのこの問題についてもずね、減量が非常に不十分な見込み、目標であるということで、減量の目標自体が非常に過少であるという点であります。それから財政上の点でも、非常に厳しい財政状況ということですが、四百五十トン、合せて五百五十トンというこの計画というのは、非常に広域化、大型化の中でずね、大変な財政負担を各自治体に強いられるわけですが、この点からも規模の縮小を可能な限り進めていくということが必要であります。その点からも本計画は、いま見直しを基本計画でやっているわけですが、その見直しの中でもその数値については現時点で見直しをされていないわけですが、私はこういう点からずね、この広域計画のまま原案どおり認めるわけにはいきません。この部分について基本的に見直しをしていくべきだという理由で委員長報告に反対をいたすわけであり、以上であります。

○議長（伊藤治通君） 以上で討論を終結いたします。

採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君） 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て終了致しました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

鷲澤正一 連合長

○広域連合長（鷲澤正一君） 二月長野広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

厚く御礼を申し上げます。

現在、本連合においては、新年度から新たに設置される障害程度区分認定審査会の運営やごみ処理施設の建設を始め、課題が山積しております。

すが、今後とも広域行政の推進に当たりましては、関係市町村と協力し、住民福祉の向上に努めてまいりますので、議員の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。

今年の冬は、例年にない大雪となり、まだ厳しい寒さも続いております。

議員の皆様には、健康に十分 御留意いただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤治通君） 以上をもちまして、平成十八年二月 長野広域連合議会定例会を閉会します。

午後四時五十五分

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

平成十八年五月十日

議長 伊藤 治通

副議長 善財 文夫

署名議員 宮坂 秀徳

署名議員 羽入 田頼衛